

・国民健康保険の被保険者証
・印かん
申請先

住民課国保年金班

◎国民健康保険税は、みなさんの医療費にあてられる大切な財源です。納期限を守りきちんと納めましょう。

医療機関で支払う一部負担金の減免制度

医療機関（病院等）の窓口で国民健康保険被保険者証を提示することで、医療費の一部（一部負担金）を自己負担分として支払うこととなりますが、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害で資産に重大な損害を受けた場合や、事業または業務の休廃止により収入が著しく減少した場合には、この自己負担分の支払いを減額や免除、猶予する制度があります。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

社会保険など職場の健康保険に加入した方へ

職場から被保険者証が交付された場合、住民課で国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きがお済みでない、健康保険料（税）を二重に支払うこととなります。

また、社会保険加入後は国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を町へ返還していただくこととなります。

必要なもの

- ・社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

問（保険制度のこと）

住民課国保年金班
☎（84）12114
（保険税のこと）
税務課収納対策班
☎（84）12112

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

平成29年中に納付した国民年金保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には11月上旬に、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、申告書提出の際に添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納付された方には翌年2月上旬に送付されます。

11月は

「ねんきん月間」

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としました。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録をもとに様々なパターンの試算をすることができます。

ぜひ、この機会にご利用ください。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）で確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

問 千葉年金事務所

☎ 043(242)6320
佐原年金事務所
☎ 0478(54)1442